

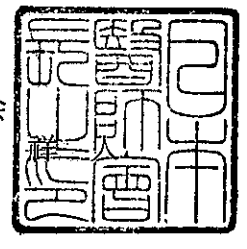
277



日医発第55号（地Ⅲ9）
平成21年4月17日

都道府県医師会
会長 殿

日本医師会
会長 唐澤



保健所長の資格並びに保健所の共同設置について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「地域保健法施行令第4条に定める保健所長の資格について」は、平成17年1月31日日医発第1101号（地Ⅲ208）にて、貴会宛にお送りいたしました。

今般、別添のとおり、厚生労働省健康局長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛に「地域保健法施行令第4条に定める保健所長の資格について」の通知が新たになされ、従来の「地域保健法施行令第4条に定める保健所長の資格について」（平成16年12月27日付け健発第1227014号厚生労働省健康局長通知）については、平成21年3月31日限りで廃止されました。

また、厚生労働省健康局総務課長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛に「共同処理方式による保健所の設置について」の通知がなされ、本通知では都道府県保健所の管轄区域の問題を解消することを目的に関係地方公共団体の協議により、地方自治法に規定する事務委託又は広域連合等により保健所を設置することが可能とされ、共同処理の具体的あり方の一般的な留意点について示されております。

つきましては、参考までにお送りいたしますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の保健所設置市、特別区の郡市区医師会にも周知いただきますよう、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

〒730-0855 広島県広島市東区本町1-1-1	日本医師会	〒730-0855 広島県広島市東区本町1-1-1	日本医師会
〒730-0855 広島県広島市東区本町1-1-1	日本医師会	〒730-0855 広島県広島市東区本町1-1-1	日本医師会
〒730-0855 広島県広島市東区本町1-1-1	日本医師会	〒730-0855 広島県広島市東区本町1-1-1	日本医師会
〒730-0855 広島県広島市東区本町1-1-1	日本医師会	〒730-0855 広島県広島市東区本町1-1-1	日本医師会

平成21年4月1日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局総務課
地域保健室

保健所長の資格並びに保健所の共同設置について

地域保健の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、地域保健法施行令（昭和23年政令77号。以下「政令」という。）第4条に定める保健所長の資格、並びに保健所の共同設置に係る取り扱いを別紙のとおり各自治体あてに通知したので、参考までに写しを送付いたします。引き続き地域保健の推進にご協力をよろしくお願い申し上げます。



健発第0331041号
平成21年3月31日

都道府県
各保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省健康局長

地域保健法施行令第4条に定める保健所長の資格について

地域保健法施行令（昭和23年政令77号。以下「政令」という。）第4条に定める保健所長の資格について、その運用を下記のとおり行うものとし、平成21年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、「地域保健法施行令第4条に定める保健所長の資格について」（平成16年12月27日付け健発第1227014号厚生労働省健康局長通知）については、平成21年3月31日限りこれを廃止する。

記

第1 政令第4条第1項に定める医師の保健所長資格について

1 政令第4条第1項第2号に定める「養成訓練課程」とは、国立保健医療科学院教育訓練規程（平成14年厚生労働省訓第38号）第5条に定める「専門課程Ⅰ」又は「専門課程Ⅱ（健康危機管理分野）」をいう。

2 政令第4条第1項第3号に定める「厚生労働大臣が、前二号に掲げる者と同程度以上の技術又は経験を有すると認めた者」とは、外国において、1に準じる課程を修了し、公衆衛生修士（MPH、MSPH）の学位を取得した者をいう。

ただし、当分の間、医師免許取得後、公衆衛生関係の研究若しくは教育に3年以上従事した経験又は診療に5年以上従事した経験を有し、「専門課程Ⅰ」の科目のうち別表1に掲げる6科目を受講し、12単位を修得した者について、政令第4条第1項第3号に該当する者として取り扱うこととする。この場合において、医師免許取得後、保健所若しくは地方公共団体又は国の衛生主管部局に1年以上勤務した経験を有する者については、その勤務期間をそれぞれの経験年数に算入することができるものとする。なお、「専門課程Ⅰ」のうち12単位のみ修得した者については、「専門課程Ⅰ」の全課程を修了することが望ましい。

- 3 平成20年度までに「専門課程Ⅱ（健康危機管理分野）」を終了した者は、政令第4条第1項第2号に定める「養成訓練課程」を経た者として取り扱うものとする。

第2 政令第4条第2項に定める医師以外の職員の保健所長資格について

- 1 政令第4条第2項第1号に定める「厚生労働大臣が、公衆衛生行政に必要な医学に関する専門的知識に関し医師と同等以上の知識を有すると認めた者」とは、次のいずれかの者をいう。

- (1) 国立保健医療科学院が行う別表2に掲げる出題範囲の試験に合格した者であって、政令第4条第2項第3号に定める「養成訓練課程」を受講するための試験に合格した者

- (2) 20年以上の公衆衛生の実務に従事した経験を有すると地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する地方公共団体（以下「地方公共団体」という。）の長が認めた者であって、政令第4条第2項第3号に定める「養成訓練課程」を受講するための試験に合格した者

ア 公衆衛生の実務に従事した経験とは、保健所若しくは地方公共団体又は国の衛生主管部局等における公衆衛生の実務に従事した経験をいう。

イ 公衆衛生の実務に従事した経験年数が20年に満たない場合は、診療若しくはこれに付随する業務又は公衆衛生関係の研究若しくは教育に従事した経験年数を10年に限り算入することができるものとする。

- 2 政令第4条第2項第3号に定める「養成訓練課程」とは、国立保健医療科学院教育訓練規程第5条に定める「専門課程Ⅰ」又は「専門課程Ⅱ（健康危機管理分野）」をいう。

「専門課程Ⅰ」については、当分の間、別表1に掲げる6科目を受講し、12単位を修得することにより、その課程を修了した者として取り扱うこととする。なお、この場合においても、「専門課程Ⅰ」の全課程を修了することが望ましい。

- 3 昭和55年度から平成20年度までに、国立保健医療科学院（旧国立公衆衛生院）において「専門課程」若しくは「専門課程分割前期」又は「専門課程Ⅱ（健康危機管理分野）」を修了した者は、政令第4条第2項第3号に定める「養成訓練課程」を経た者として取り扱うものとする。ただし、国立保健医療科学院が行う別表2に掲げる出題範囲の試験に合格する必要があるものとする。

第3 政令第4条第2項及び第3項に定める医師以外の職員を保健所長に充てることのできる期間について

政令第4条第2項及び第3項において、地方公共団体の長が医師をもって保健所の所長に充てること著しく困難であると認める場合において医師以外の職員を所長に充てることのできる期間については、2年以内（やむを得ない理由があるときは、1回に限り2年を超えない範囲で延長できる。）とされている。しかしながら、当該期間が満了する時点においてもなお、医師をもって保

健所長に充てることが著しく困難であると地方公共団体の長が判断した場合においては、引き続き医師でない職員を保健所長に充てることができるものとする。ただし、同一保健所で4年を超えてその状態を継続することはできないものとする。

(別表1) 受講科目

科目名	単位数
公衆衛生総論	12単位
公衆衛生行政	
健康危機管理論	
保健統計学・疫学	
組織経営・管理	
公衆衛生活動論	

(別表2) 試験の出題範囲

<ol style="list-style-type: none"> 1 公衆衛生行政に必要な概念、制度、法規、施策及び組織等に関する事項 2 予防や対策等の公衆衛生行政の遂行に必要な疫学、統計の活用等に関する事項 3 健康危機管理関係業務の遂行に必要な感染症、精神疾患、中毒及び外因による疾患に関する事項 4 健康増進関係業務の遂行に必要な生活習慣病（悪性新生物、脳血管疾患、心疾患及び糖尿病）及び関連疾患に関する事項 5 その他、公衆衛生行政の遂行（特定疾患、小児慢性疾患等の申請を含む。）に必要な疾患に関する事項
--

※ 国立保健医療科学院は、毎年度、この試験の出題範囲から、具体的な試験範囲を定めるものとする。



健総発第0331005号

平成21年3月31日

都道府県
各保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省健康局総務課長

共同処理方式による保健所の設置について

保健所の設置については、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項において定められているところ、近年、市町村合併の進展などにより、都道府県保健所の管轄区域が虫食い又は飛び地となるなど住民の利便性が損なわれる事態が生じている。このような都道府県保健所の管轄区域の問題を解消し住民の利便性を向上させるため、関係地方公共団体の協議により、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する事務委託又は広域連合等により保健所を設置することが可能である。共同処理の具体的なあり方は地域の実情により一律ではないと考えられるが、その際の一般的な留意点について、下記のとおり通知する。

なお、本通知は地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 地方自治法第252条の14に基づく事務委託による保健所設置について
 - (1) 事務委託は、都道府県と都道府県管内の保健所設置市との間で行うことを基本とする。
 - (2) 委託する事務の範囲は、都道府県保健所が行っているすべての事務とすることを基本とする。
 - (3) 都道府県保健所の設置を保健所設置市に事務委託した場合において、都道府県保健所及び保健所設置市が設置する保健所の所管区域及びその区域内の人口その他の地域保健法施行規則（昭和28年厚生省令第55号）第1条第1項に掲げる事項を変更することとなるため、地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第3条第2項に基づき、速やかに、その旨を厚生労働大臣

に報告することとする。

2. 地方自治法第284条第3項に基づく広域連合による保健所設置について

- (1) 広域連合は、都道府県が加入する広域連合とする。
- (2) 広域連合は、都道府県と都道府県管内の保健所設置市との広域連合とすることを基本とする。
- (3) 広域連合により設置された保健所においては、都道府県保健所が行っているすべての事務を行うこととする。
- (4) 広域連合により保健所を設置した場合において、新たに保健所を設置したこととなるため、地域保健法施行令第3条第1項に基づき、地域保健法施行規則第1条第1項に掲げる事項について、速やかに厚生労働大臣に報告することとする。

3. その他

- (1) 1又は2により保健所を設置するに当たっては、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）を踏まえるとともに、住民等に対し十分な周知期間を設けることとする。
- (2) 都道府県は、1又は2により保健所を設置した場合において、都道府県管内の保健所の所管区域を公表するなど保健所業務の円滑な実施に資する取組を行うよう努めることとする。

共同処理方式による保健所の設置について

Q & A

※このQ & Aは、厚生労働省健康局総務課地域保健室において、総務省及び厚生労働省医政局に確認の上作成したものである。

問1 事務委託（地方自治法第252条の14）の場合、都道府県保健所の固有の事務を都道府県内の市保健所へ委託することは可能か。

（答）

1 事務の委託制度を活用する場合、委託元の地方公共団体が委託しようとする事務と同様の事務を受託先の地方公共団体が処理していることが必要と解されている。これは、受託先の地方公共団体に、当該委託に係る事務を処理する体制が整備されていることが必要とされていることによるもの。

2 今回、都道府県の保健所に係る事務を当該都道府県内の保健所設置市へ委託することを想定している。基本的に、都道府県の設置する保健所が処理する事務と保健所設置市が設置する保健所が処理する事務は、同様の事務と考えられることから、事務の委託を行うことは可能であると考えられる。

但し、この場合、都道府県が設置する保健所は、保健所設置市が設置する保健所が担任するには必ずしも適さない事務を有していると考えられるところである（当該事務の例は以下の（※）のとおり）。こうした点も含めて、共同処理の具体的なあり方は地域の実情により一律ではないと考えられるが、その対応は関係地方公共団体の協議によって適切に判断されるべきものである。

（※）保健所設置市が設置する保健所が担任するに適さない事務の例

医療法第7条第1項及び第2項、第8条の2第2項、第9条、第12条、第15条第3項、第18条、第24条第1項、第27～30条、医療法施行令第4条第1項、第4条の2、医療法施行規則第23条、第24条の2、第25～27条の2、第28条第1項及び第2項、第29条に規定する病院に係る事務

問2 各法律において定める都道府県保健所の事務を委託した場合、地方自治法第252条の16（事務委託の効果）により、保健所の事務を規定する各法律の規定が受託した地方公共団体に適用されるということによいか。

（答）

お見込みのとおり。事務の委託の効果については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の16において定められている。地方公共団体が事務の委託をする場合には、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した地方公共団体に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた地方公共団体に適用があるとされている。

問3 地方自治法第292条によると、都道府県が加入する広域連合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県に関する規定を準用することとされているが、仮に、都道府県と市で構成する広域連合であっても、都道府県の規定のみが準用されることとなるのか。

（答）

- 1 広域連合に対する法令の準用関係については、原則として、これを組織する地方公共団体がこれを設置して処理させようとする事務につき当該地方公共団体において適用されていた法令を準用するものである。
- 2 仮に、都道府県及び市が同種の事務を広域連合に処理させる場合で、準用すべき法令の規定に重複が生じ、いずれを準用すべきか明らかでないとき、又は地方公共団体の組織に関する規定等の総則的な規定を準用する場合には、第292条に定めるところによると解すべきである。
- 3 なお、個々の事務について、個別の規定からは、当該事務を処理する本来の主体が必ずしも明確でないものがあるが、この場合、法令全体の趣旨から当該事務の主体を確定させた上で、広域連合に対する法令の準用を行うこととなる。